

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（国税）（法人税：義、所得税：外）
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）の生息地保護区の管理地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「鳥獣保護管理法」という。）の国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物として指定された鳥獣等の生息地が、国又は地方公共団体に買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は1500万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。 《関係条項》 租特法第34条の2第2項第23号 第65条の4第1項第23号
4	担当部局		環境省自然環境局野生生物課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和元年度～令和5年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和51年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の買い取りを行うことにより、これらの適正な保護を永続的に図る。 《政策目的の根拠》 種の保存法第37条第1項に基づき指定される生息地等保護区管理地区、鳥獣保護管理法第29条第1項に基づき指定される特別保護地区内においては、建築物その他工作物を新築すること等を許可制とする公用制限がかけられているものの、特に重要な地域については、国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理することで開発を避け、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な鳥獣の生息地を保護する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3. 野生生物の保護管理

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区における天然記念物として指定された鳥獣等の生息地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域を買い上げ、公有地化することにより、将来にわたってこれら生息地の保護を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが行われ、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担が軽減されることにより、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図るという政策目的に寄与する。
9	有効性等	① 適用数	R6(見込み) 0件、R5 0件、R4 1件、R3 0件、R2 0件
		② 適用額	これまで約18億円の土地の買い取り実績がある。
		③ 減収額	約1億2千万円程度が控除されていると試算される。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 これまでに約203ヘクタールの民有地が公有地化された。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、土地及びその上に所在する立木も含めて国が直接買い上げ、公有地化することが適正な保護を図る上で必要であり、これらの譲渡所得の特別控除は、民有地の買い上げによる、野生生物の保護管理上特に重要な地域の保護を促進している。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置で対象となっている土地は、種の保存法及び鳥獣保護管理法上特に重要な地域として位置づけられており、国又は地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、希少野生動植物や重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図られることとなる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	管理地区等のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、公有地化する必要がある。しかしながら、譲渡所得に課税される場合、譲渡者の資産が目減りするため、公有地化が進まず、自然環境の保全を図ることができない。このため、本軽減措置を講じることが妥当と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		令和元年度